

# 土壌汚染対策法に係る 施行状況の概要について

環境省水・大気環境局  
土壌環境課

平成23年3月30日



# 改正後の土壌汚染対策法の概要

## 目的

土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。

## 制度

下線部が改正内容

### 調査

- ・有害物質使用特定施設の使用の廃止時(第3条)
- ・一定規模(3,000㎡)以上の土地の形質の変更の届出の際に、  
土壌汚染のおそれがあると都道府県知事が認めるとき(第4条)
- ・土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるとき(第5条)

自主調査において土壌汚染が判明した場合において土地所有者等が都道府県知事に区域の指定を申請(第14条)

土地所有者等(所有者、管理者又は占有者)が指定調査機関に調査を行わせ、その結果を都道府県知事に報告

**【土壌の汚染状態が指定基準に適合しない場合】**

### 区域の指定等

#### 要措置区域(第6条)

土壌汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域  
→汚染の除去等の措置を都道府県知事が指示(第7条)  
→土地の形質の変更の原則禁止(第9条)

摂取経路の遮断が行われた場合

#### 形質変更時要届出区域(第11条)

土壌汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域(摂取経路の遮断が行われた区域を含む。)  
→土地の形質の変更時に都道府県知事に計画の届出が必要(第12条)

**汚染の除去が行われた場合には、指定を解除**

### 汚染土壌の搬出等に関する規制

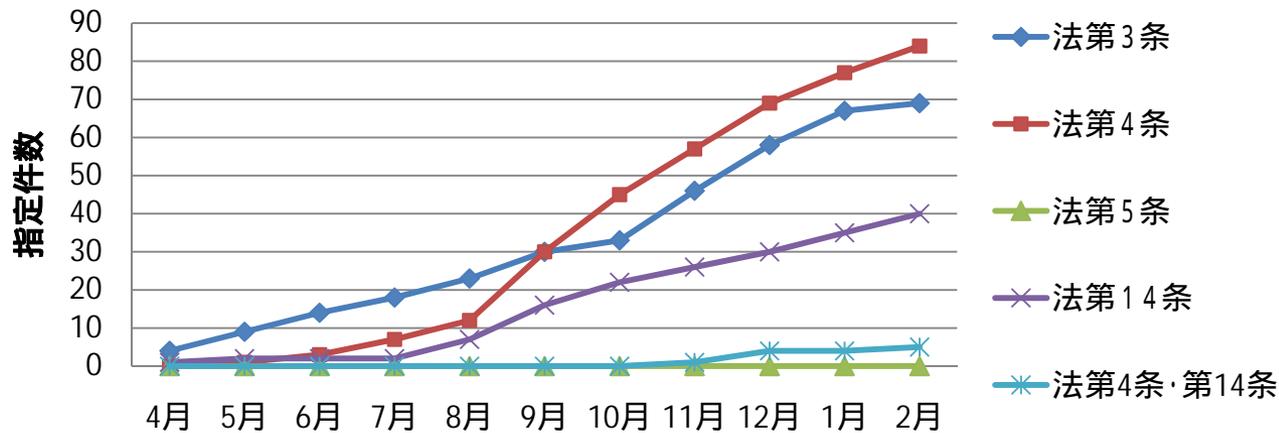
- ・の区域内の土壌の搬出の規制(事前届出、計画の変更命令、運搬基準に違反した場合の措置命令)
- ・汚染土壌に係る管理票の交付及び保存の義務
- ・汚染土壌の処理業の許可制度

### その他

- ・指定調査機関の信頼性の向上(指定の更新、技術管理者の設置等)
- ・改正土壌汚染対策法は、平成22年4月1日より施行

# 改正法施行以降に指定された区域数

## 契機別区域指定数(H22.4.1 ~ H23.2.28)



解除数除く

## 改正後の新規指定数(H22.4 ~ H23.2)

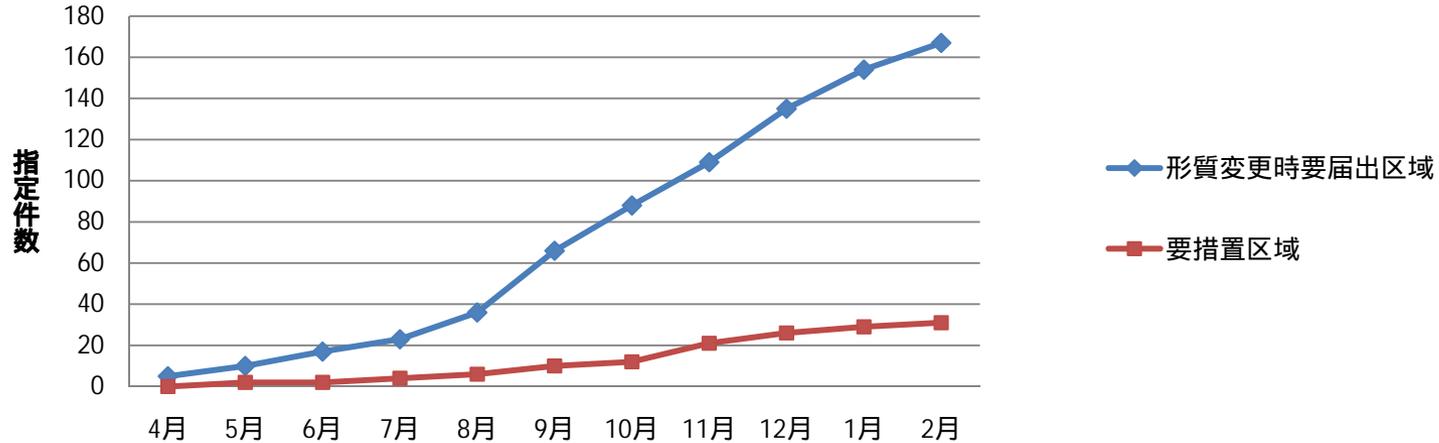
(件)

平成22年度	法第3条	法第4条	法第5条	法第14条	法第4条・14条
4月	4	0	0	1	0
5月	5	1	0	1	0
6月	5	2	0	0	0
7月	4	4	0	0	0
8月	5	5	0	5	0
9月	7	18	0	9	0
10月	3	15	0	6	0
11月	13	12	0	4	1
12月	12	12	0	4	3
1月	9	8	0	5	0
2月	2	7	0	5	1
計	69	84	0	40	5

平成23年2月28日までに、このうち法第3条が13件、第4条が17件解除されている

# 改正法施行以降に指定された区域数

法改正後区域指定数(H22.4.1～H23.2.28)



改正後の新規指定数(H22.4～H23.2) (件)

平成22年度	形	要
4月	5	0
5月	5	2
6月	7	0
7月	6	2
8月	13	2
9月	30	4
10月	22	2
11月	21	9
12月	26	5
1月	19	3
2月	13	2
計	167	31

現要措置区域:31件  
現形質変更時要届出区域:302件

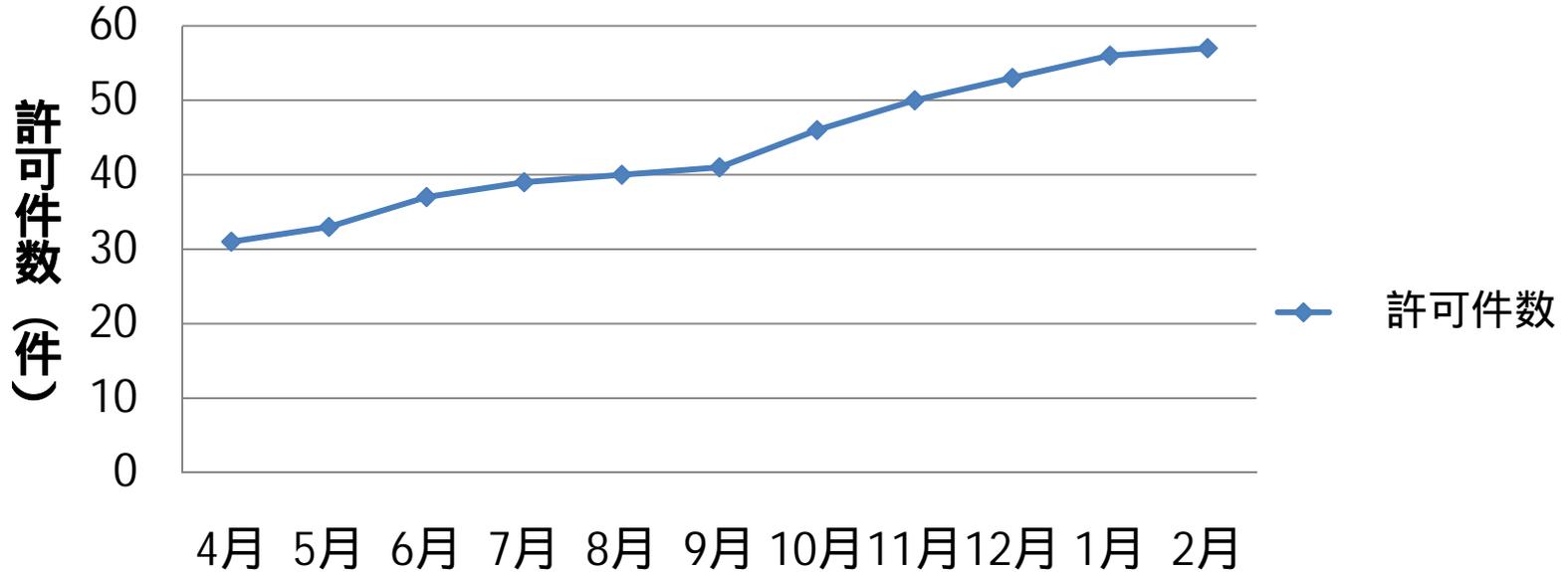
改正前からの指定区域数:165件(H22.3.31までに指定され、2月28日現在も指定されているもの)

- ・旧3条:162件、旧4条:3件
- ・改正後に要措置区域指定:4件

平成23年2月28日までに、このうち形質変更時要届出区域が29件解除されている

汚染土壌処理業の許可件数 (H23.3.1現在)

許可事業者数(累計)

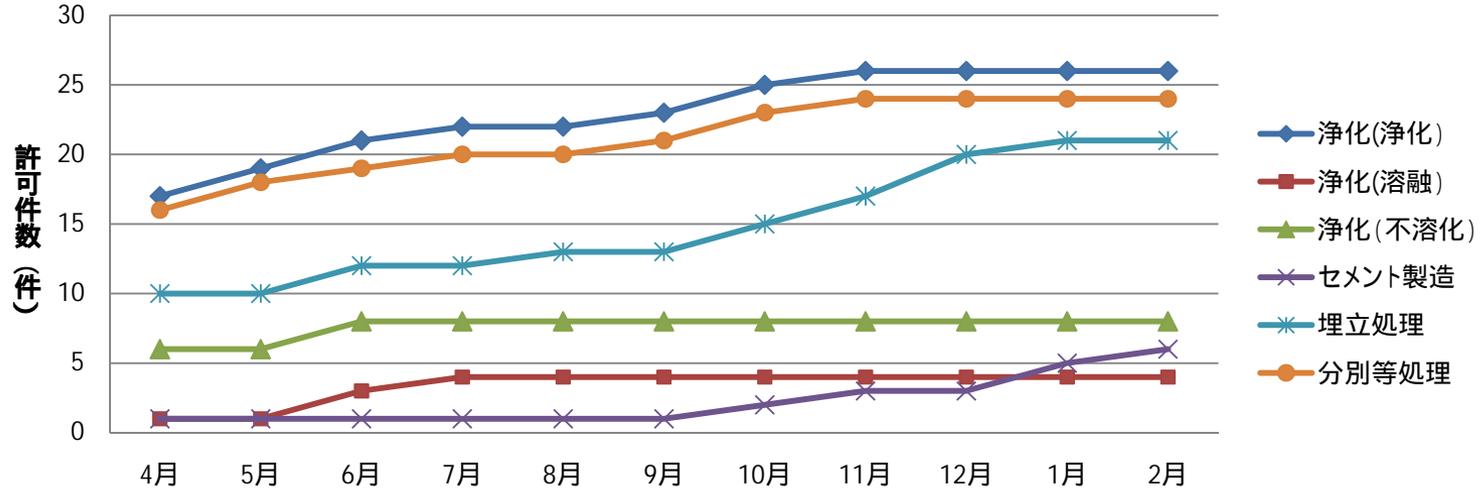


汚染土壌処理業の許可件数(事業者) (件)

平成22年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	計
許可件数	31	2	4	2	1	1	5	4	3	3	1	57

# 汚染土壌処理業の許可件数 (H23.3.1現在)

## 種類別許可施設数(種類別累計)



## 汚染土壌処理業の許可件数 (施設の種類の別) (件)

種類	浄化			セメント製造	埋立処理	分別等処理
	浄化	溶融	不溶化			
4月	17	1	6	1	10	16
5月	2	0	0	0	0	2
6月	2	2	2	0	2	1
7月	1	1	0	0	0	1
8月	0	0	0	0	1	0
9月	1	0	0	0	0	1
10月	2	0	0	1	2	2
11月	1	0	0	1	2	1
12月	0	0	0	0	3	0
1月	0	0	0	2	1	0
2月	0	0	0	1	0	0
計	26	4	8	6	21	24

H23.3.1現在で89件

# 自然的原因による土壤汚染の取扱について

## 自然的原因による土壤汚染の扱い

自然的原因のみによる土壤汚染については、地質的に同質な状態で汚染が広がっていることから、一定の区画のみについて浄化等の対策を行ったとしてもその効果を期待できない。

このような汚染地で土壤溶出量基準を超え、周辺に飲用井戸が存在する場合は、上水道の敷設や利水地点における対策等摂取経路の遮断のための措置を講ずるなどして**形質変更時要届出区域**に指定するよう都道府県知事等に要請している。

土壤汚染の浄化・除去等の対策まで求められない。

## 自然由来特例区域（制度改革を検討中）

人為的汚染の可能性がなく、自然的原因のみにより汚染されていることが認められた形質変更時要届出区域は、自然由来特例区域とする。

この区域内においては、土地の形質変更において基準不適合土壤が帯水層に接しても差し支えないこととする（通常の区域では、帯水層に接しないようにしなければならない）。

搬出を伴わない土地の形質の変更については、特段の制約をなくすこととする。

法改正で創設された人為的な搬出以降の運搬、処理の規制がかかる。